休業給付の給付上限相当額等の変更について(お知らせ)

令和7年8月1日以降の休業給付の給付上限相当額等については、下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

記

[育児休業手当金]

- (1) 給付割合が67/100の場合
 - · 給付上限相当額 14,718円
 - ・給付上限相当額を超える標準報酬の等級及び標準報酬の月額 第30級 500,000円
- (2) 給付割合が50/100の場合
 - · 給付上限相当額 10,984円
 - ・給付上限相当額を超える標準報酬の等級及び標準報酬の月額 第30級 500,000円

〔育児休業支援手当金〕給付割合13/100

・給付上限相当額 <u>2,855円</u> 第30級 500,000円

[介護休業手当金] 給付割合67/100

- · 給付上限相当額 16,207円
- ・給付上限相当額を超える標準報酬の等級及び標準報酬の月額 第32級 560,000円

[育児時短勤務手当金]

• 基準報酬月額相当額

483,300円

• 最低限度額

2,411円

• 支給限度額

471, 393円

保険課給付係

TEL: 022-263-6411 FAX: 022-266-8276